

改正 平成20年3月28日条例第1号

平成21年12月25日条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、本市が設置する公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募の手續をとる暇がないとき、当該施設の専門性又は地域性を勘案して適正な運営を確保するため公募を行う必要がないと認められるときその他公募を行わないことについて合理的な理由があると市長等が認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者に指定しようとする期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長等が定める期間内に、申請書に次に掲げる書類を添付して、市長等に提出しなければならない。

- (1) 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 当該施設の管理に係る事業計画書
- (3) 当該施設の管理に係る収支予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、指定管理者の候補となる団体を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

(指定等の告示)

第5条 市長等は、前条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第6条 第4条の規定により指定管理者の指定を受けた団体は、その指定の期間の開始前に、市長等と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該施設の管理に要する費用に関する事項
- (2) 当該施設の管理体制
- (3) 当該施設の利用者の安全管理体制
- (4) 当該施設において事故等が発生した場合における措置に関する事項
- (5) 事業報告書に記載すべき事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に係る事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(原状回復)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった公の施設の施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長等の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(個人情報保護等)

第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、宮崎市個人情報保護条例(平成14年条例第2号)第12条第2項の規定に準じて個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(事務の移管に伴う経過措置)

2 平成20年4月1日前に、第4条の規定により教育委員会がした宮崎市立体育館条例(昭和57年条例第8号)第4条第1項第1号に掲げる体育館及び宮崎市民プール条例(平成17年条例第125号)第1条の宮崎市民プールに係る指定管理者の指定については、第4条の規定により市長がしたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

3 清武町の編入の前日に、清武町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年清武町条例第14号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成20年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日条例第55号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。